

令和5年度 安堵町一般会計当初予算
消費税引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分)の用途について

地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員人件費は除く)に充てるものとされています。令和5年度安堵町一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

- 【歳入】 地方消費税社会保障財源交付金(社会保障財源分) 86,524千円
 【歳出】 地方消費税社会保障財源交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費 464,935千円

(単位:千円)

			財 源 内 訳				うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)
			特定財源			一般財源	
区 分	事 業	予 算 額	国県支出金	地方債	その他		
社会福祉費	老人福祉費	54,556	588			53,968	16
	医療対策費	68,743	17,480			51,263	7,094
	自立支援給付費	194,949	145,030			49,919	36,080
	地域生活支援事業費	20,246	11,250			8,996	660
	小 計	338,494	174,348			164,146	43,850
	児童福祉費	児童福祉総務費	60,623	28,851		3,480	28,292
児童福祉費	児童措置費	130,099	74,154			55,945	16,760
児童福祉費	こども園費	215,503	7,145		19,030	189,328	11,894
児童福祉費	小 計	406,225	110,150		22,510	273,565	34,841
保健衛生費	予防費	27,153	2,352			24,801	4,573
	保健衛生費	28,553	6,247		1,720	20,586	3,260
	小 計	55,706	8,599		1,720	45,387	7,833
合 計		800,425	293,097		24,230	483,098	86,524

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要した一般財源の比率に按分して充当しています。